|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｎｏ | 薬剤師氏名 | 薬剤師  免許番号 | 週当たりの勤務時間（ｈ） | 常勤の勤務期間 （例：2017/4/1～現在） | がんに係る専門性の認定の有無（認定する薬剤師に「〇」） | 備　考 |
| １ |  | 第　　　　　　号 |  |  |  |  |
| ２ |  | 第　　　　　　号 |  |  |  |  |
| ３ |  | 第　　　　　　号 |  |  |  |  |
| ４ |  | 第　　　　　　号 |  |  |  |  |
| ５ |  | 第　　　　　　号 |  |  |  |  |
| ６ |  | 第　　　　　　号 |  |  |  |  |
| ７ |  | 第　　　　　　号 |  |  |  |  |

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第10条の3第4項第6号又は第7号に該当する薬剤師一覧

※勤務している薬剤師数によって行が不足する場合は適宜追加してください。

**≪注意事項≫**

・「常勤薬剤師」のみ記載してください。

・「常勤薬剤師」は、雇用形態を問わず、週当たり32時間以上勤務している場合に「常勤」として換算してください。

・薬剤師の勤務状況については、薬局施設台帳により、申請内容の整合性を確認しています。必ず、保健所への届出状況等を確認した上で、勤務実態と異なる申請をしないよう注意してください。

・育児・介護休業法に基づき所定労働時間が短縮されている場合は、週24時間以上かつ週4日以上の勤務であれば「常勤」として取り扱います。時短勤務している薬剤師の「備考」欄にその旨を記載してください。（例：育児・介護休業法に基づく時短勤務中）

・常勤の薬剤師が労働基準法に基づく産前休業若しくは産後休業又は育児・介護休業法に基づく育児休業若しくは介護休業を取得した場合は、当該期間を除いた期間に1年以上常勤として勤務していれば、規則第10条の3第4項第6号に該当する薬剤師として取り扱えます。その場合は「備考」欄にその期間を記載してください。